

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年11月28日開催 全国信用金庫協会]

1. 令和6年11月8日から大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年11月8日から大雨にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雨に伴う災害等に関し、鹿児島県に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 持続可能性の確立に向けた対話について

- 2024年8月に公表した「金融行政方針」にもあるとおり、今事務年度の地域金融機関の監督・モニタリングの最重点課題は、①金利上昇等を踏まえたリスク管理、②実効的な事業者支援（ツールの1つとして担保法制の活用に向けた検討も含む）、③将来的な人口動態等を踏まえた持続可能性の3つ。3点目の金融機関のビジネスモデルの持続可能性に関して、今後、個別の金融機関との間の対話を実施していく。
- 地域の人口動態は一定程度所与とせざるをえず、業務を適切に運営していくにあたってサイバーその他のリスクへの対応の目線とコストもあがっている中で、どのように経営を安定させていくかは非常に重要な課題である。
- 金融機関ごとに置かれている環境は相当に異なる。当局のリソースの制約もあるので、すべての金融機関と行うことはできないが、今後、個別にお声がけし、金融仲介機能を発揮しつつ、同時に持続可能なビジネスモデルを確保する方策について対話を行っていく。

3. 金融機関におけるM&A支援の促進等について

- 2024年8月30日、『「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について』を公表し、併せて、各金融機関に「金融機関におけるM&A支援の促進等について」要請文を発出した。改正後の監督指針は同年10月1日から適用を開始している。
- 本改正では、
 - ・ 成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業や事業承継が必要な顧客企業等に対して、PMIを含むM&A支援が一つの有用な選択肢となり得ることに留意しながら、最適なソリューションの提案について検討すること
 - ・ M&Aに関する支援業務を行う場合には、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、業務の健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図ること
 - ・ 新たに締結する保証契約のみならず、M&A・事業承継など主たる株主等が交代することを金融機関が把握した保証契約等について、債務者の状況に応じた個別具体的な説明・記録を実施することなどを盛り込んでいる。
- 各地域金融機関においては、改正事項の趣旨・内容について金融機関内で周知いただき、必要に応じて態勢整備に取り組んでいただきたい。また、今回の改正内容も踏まえ、M&A支援を含む最適なソリューションの提案を行うなど、積極的に取り組んでいただきたい。
- 金融庁としても、各地域金融機関の取組を後押しすべく、ヒアリングを通じて、積極的な取組事例を把握し、参考として情報提供させていただくほか、支援を行う上で障害となっている事項や懸念されている事項を確認し、特定された課題の解決に向けた対応を検討する方針である。

4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けての備えについて

- 2024年8月8日に宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことに伴って気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された経緯も踏まえ、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に規定している「南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置」をはじめとする災害時の対応に関する規定についても今一度目を通していただき、各金庫で策定されているBCPの確認や見直し等も着実に進めていただきたい。

5. 全銀協勉強会「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」の開始について

- 2024年7月の意見交換会において、「事業性融資の推進等に関する法律」の成立を契機に、事業性融資の更なる進展に向け、金融庁内に「事業性融資推進プロジェクト・チーム」（PT）を発足させた旨をご連絡した。
- 現在、当PTを中心として、関係する業界団体とともに、企業価値担保権の活用が想定される融資事例や、与信審査・期中管理のあり方、同担保権を活用した融資における引当の考え方等の実務上の課題などについて議論を行い、2026年春頃の制度施行に向けた、環境整備を進めている。
- これまで、全銀協が事務局を務める「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」が2024年10月7日、11月14日の二回に渡り開催されており、全信協も含む金融機関に委員としてご参加いただき、金融庁もオブザーバーとして参加した。
- 引き続き、当勉強会において、企業価値担保権の活用が想定される融資事例や、様々な実務上の課題について、金融機関の委員を中心に活発な議論がなされた上で、本制度が金融機関による事業性融資を後押しする契機となることを期待する。

6. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 各地域金融機関においては、日頃よりレビキャリの活用を含め人材マッチングに尽力いただき感謝。
- レビキャリの足元の実績については、11月21日時点において、大企業人材の登録者数が累計3,616人、求人件数は累計2,995件、マッチング件数については、累計130件となっている。
- 信用金庫においては、今のところ40金庫がレビキャリの登録地域金融機関として登録いただき、そのうち7金庫が実際にマッチングを手掛けるに至っているところだが、地域金融機関の人材マッチングの裾野拡大のために、ぜひ積極的に登録をご検討いただきたい。

7. 口座不正利用対策に係る要請文のフォローアップ実施及びフォーラム開催について

- 特殊詐欺をはじめとする金融犯罪については、各金融機関において対応を強化いただいているものの、犯罪の手口もより巧妙化・多様化している。
- こうした状況を踏まえ、2024年8月に法人口座を含む預貯金口座の不正利用等対策の強化について要請文を発出した。
- 本件に関する説明会等で既にお伝えしているとおり、金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況のフォローアップとして、2025年1月以降、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを发出予定。
- 今般の要請では、直ちに対策を講じることが困難な場合には、計画的に対応いただくことをお願いしており、必ずしもアンケート発出時点で対策がすべて完了していることを求めているが、具体的な検討状況や今後の対応計画を含め確認する。
- もっとも、本件に係る対策が金融機関の規模や立地に関わらず講じられるべきであることは繰り返しお伝えしていることから、検討未着手あるいは対応不要と判断した対策については、「なぜ対策を講じる必要がな

いのか」もあわせてご回答いただく予定。

- また、本要請にも記載の通り、金融犯罪対策に関する事例や取組の共有など、近隣金融機関間での連携は更に重要性を増している。
- 金融庁としても、金融機関間のノウハウ・取組の共有を促進すべく、財務局と連携し、各地域において、「口座不正利用対策」をテーマとした業態横断のマネロンフォーラムを順次開催していく予定。
- 各金融機関においては、近隣金融機関間での積極的な情報共有を通じて、地域全体でより一層の金融犯罪対策の強化につなげていただきたい。

8. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリングについて

- FDに関するモニタリングについては、引き続き、幅広いリスク性金融商品の販売状況※¹を踏まえ、販売会社等で顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等が行われているかについて検証。

※¹ 販売実績や苦情の発生状況のほか、これまでのモニタリング結果も踏まえて、リスクベースで重点的に検証するリスク性金融商品を選定。

- 具体的な検証のポイントは、以下の通り。
 - ① 過去のモニタリングで課題が認められた外貨建一時払保険や仕組債に係る業界規則等への対応状況や、外貨建債券・外国株式に係る銀証連携に着目した販売・管理の実態把握を含む、幅広いリスク性金融商品におけるプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、報酬・業績評価体系等の整備状況。 ※²

※² 経営陣の関与状況や第1線・第2線・第3線の機能状況も含む。

- ② 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく「取組方針」の営業現場への浸透状況や顧客利益を最優先とする取組状況。
 - ③ 顧客との「共通価値の創造」から成る持続可能なりテールビジネスの構築に当たり、経営戦略と顧客本位の業務運営との整合性が重要であるとの観点から、（同ビジネスの）管理会計の損益状況や金融商品毎の獲得手数料等に着目した対話。
- なお、本モニタリングは、資産運用立国の実現に向けて、顧客の最善の

利益という観点から、顧客にふさわしい金融商品を適切に販売しているかなどを検証することを目的としており、特定の金融商品を一律に否定するものではない。

9. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。
- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

10. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

- サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであり、ご意見をいただき感謝申し上げます。
- いただいたご意見への金融庁の考え方及び同ガイドラインを最終化したものを2024年10月4日に公表している。

(注) ガイドラインは同日に適用開始。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/cyber/20240423.html>

- 金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措

置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が必要であると考えている。

- また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。
- 金融庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

11. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2024 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）を実施。
- 参加金融機関におかれては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に関与いただいたうえ、演習に参加したことで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

12. サイバーセキュリティセルフアセスメント（CSSA）について

- 2024 年 11 月 8 日に、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報を還元した。経営陣におかれては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

※ 将来的には（2025 事務年度分以降）、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の内容を CSSA に反映していくことを検討する。

13. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

- 量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。
- こうした中、金融庁において、PQCへの移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※（以下「本検討会」）を2024年7月から10月にかけて全3回開催した。

※ 本検討会には、3メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融ISAC、CRYPTREC事務局、FISC、日銀金融機構局、NISCが参加。

- 耐量子計算機暗号（PQC）への移行対応は、既存の暗号の危殆化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会では、預金取扱金融機関の各業態の代表者の参加を得て議論を行っていただいた。経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようにすることを目的として、本検討会の議論を踏まえた成果物（報告書）を2024年11月26日に公表したので、ぜひ一読いただきたい。
- 今後、各協会や中央機関とも連携しながら、対応を進めていきたい。

（金融庁ウェブサイト） <https://www.fsa.go.jp/singi/pqc/index.html>

14. サイバー安全保障について

- 「国家安全保障戦略」（2022年12月16日閣議決定）に基づき、サイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、2024年6月より、内閣官房において、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が開

催されてきた。

※ 「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」（内閣官房ウェブサイト）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html

- 同戦略においては、重要インフラ分野を含め、
 - ・ 民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、
 - ・ 政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組みを強化するなどの取組を進めることとされており、金融分野についても、こうした官民連携に係る制度整備の対象となることが想定されている。
- 今後、制度整備にあたり、政府全体の取組みの中で、金融庁としても業界の皆様とよく意見交換してまいりたい。

15. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表している。今般（2024年9月27日）、最新版を公表した（1,050事業者を掲載）。

※ なお、プロダクトガバナンスの補充原則を追加する「顧客本位の業務運営に関する原則（2024年9月26日）」の改訂を踏まえた報告受付については、2025年以降に案内予定。

- 各金融機関が、自ら策定した取引方針の下、主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に向けて取り組んでいただくことを期待する。金融庁としても、取組方針の営業現場への浸透状況や実践状況等について対話で確認していく予定である。

16. サステナブルファイナンスの取組みについて

- サステナブルファイナンス有識者会議では、2024年7月には、「サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表した。
- 中でも、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効

果（インパクト）の実現を目指す「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援する上で、重要な役割を果たすと考えている。

- インパクト投資の手法を確立し、広めるため、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、議論を進めているところ、このなかには、地域におけるインパクト投資の促進を議論する分科会もある。各金融機関には、是非関心をもって頂き、コンソーシアムへの参加も含め、積極的にご関与頂くことを期待したい。

17. N I S A 推進戦略協議会（第2回）について

- 2024年8月上旬に株式市場の相場急変が起こったことを受け、
 - ・ 個人投資家の動向に係る分析結果
 - ・ 相場急変時における各業界（各金融機関）等の対応事例・課題
 - ・ 金融経済教育の推進に向けた取組みについて、情報共有・意見交換等を行うべく、同年10月29日にN I S A 推進戦略協議会（第2回）を開催した。協議会においては、業界から、日頃の取組みも含め、対応事例の紹介があった。
- 金融庁からは、N I S A 推進戦略協議会のメンバーに対し、
 - ・ 販売機関、商品を組成する金融機関等における、日頃からのものも含めた、顧客への対応等のための態勢整備
 - ・ 相場急変時等における実態把握（N I S A 口座を通じた金融商品の売買状況、顧客からの問合せ・苦情状況等）の官民の連携による体制整備への協力
 - ・ J－F L E C等の業務も活用しつつ、顧客（N I S A 口座保有者）との接点を最大限に利用した、日頃からの金融経済教育の提供等の実施の3点を要請した。
- 引き続き、各金融機関にもご協力をお願いしたい。

18. 2024 年 10 月 G20 及び G7 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2024 年 10 月 23 日から 24 日にかけて、ワシントン D. C. において G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。
- ・ まず、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼル III 枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、同年 5 月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、再確認された。
 - ・ ノンバンク金融仲介（NBF I）に関しては、その脆弱性に対処し、強靱性を向上させるための、FSB 等の作業が支持された。NBF I におけるレバレッジによる脆弱性に対処するための勧告への期待が示されるとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係る FSB の政策勧告及びマネー・マーケット・ファンドの強靱性に係る政策勧告の実施が支持された。
 - ・ クロスボーダー送金に関しては、グローバルな目標を達成するための「ロードマップ」の適時かつ実効的な実施へのコミットメントが再確認された。
 - ・ 暗号資産に関しては、「暗号資産政策実施に関する G20 ロードマップ」に関する最初の状況報告書が歓迎された。また、金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi、ステーブルコインや P2P 取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が再確認された。
 - ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、2021 年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に基づいた、2024 年の「G20 サステナブルファイナンス報告書」が支持された。また、採用は任意であるが、金融機関及び企業向けの「信頼性があり、強固で公正な移行計画に関するハイレベル原則」が歓迎された。
- また、2024 年 10 月 25 日に G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明では、金融関連の主な内容として、上記の論点に加え、
- ・ サイバーセキュリティに関して、サイバー脅威への対応能力を強化し、将来に備えるための G7 サイバー専門家グループの作業が歓迎された。この点において、同年 4 月に実施したクロスボーダー協調演習が

成功裏に完了したことが言及された。

- 2024 年 12 月から南アフリカが G20 議長国を、2025 年 1 月からカナダが G7 議長国を務める予定。引き続き、各金融機関のご意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

(以 上)